

公益社団法人高分子学会
高分子学会フェロー表彰規程
(2017年11月30日 理事会承認)

(総則)

第1条 高分子学会フェロー表彰については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 本表彰は、本会における継続的な活動を通じて高分子科学・技術の発展に業績をあげ、今後も貢献が期待できる本会正会員に対し、高分子学会フェロー（以下、「フェロー」という）の称号を授与し、その功績を称えるとともに、もって、本会を代表するにふさわしい会員としてのリーダーシップの発揮と本会および社会への寄与を奨励することを目的とする。

2 前項にいう業績とは、学術・研究活動、教育・公益活動、または、産業技術の開発・育成を通じて、高分子科学・技術の発展に貢献した業績をいう。

(対象)

第3条 本表彰は、申請時に年齢58歳以上かつ在籍累計年数20年以上の正会員で、前条に示す業績をあげた個人で、本規程第4条の役割を担える者を対象とする。

2 前項にかかわらず、高分子科学功績賞を受賞した者で、かつ会長の推薦を受けた個人を対象とすることができ、この場合、会員の累積年数にはこだわらないものとする。

(役割)

第4条 フェローは以下の役割を果たすものとする。

- (1) 本会行事での優秀発表表彰審査員
- (2) 本会が推薦する公的機関、公益団体の委員
- (3) 一般市民、青少年対象の教育講座などの講師
- (4) 本会行事などでの講演
- (5) フェロー候補の推薦
- (6) その他本会の要請による事項

(定員数)

第5条 フェローの定員数は、原則として本会個人正会員数の4%以下とする。

(候補者の推薦)

第6条 理事、支部長、研究会運営委員長、及びフェローは、各人毎年1名の候補者をフェロー表彰候補者選考委員会（以下、選考委員会という）に推薦書を提出することにより推薦できる。

(フェロー表彰候補者選考委員会)

- 第7条 選考委員会は副会長1名および会長推薦者数名をもって構成し、委員長は会長が指名する。
- 2 選考委員会は推薦された候補者の業績に関して提出された推薦書を参考に選考し、理事会に推薦する。
- 3 フェロー表彰候補者選考委員会の規程および推薦書の書式については別途定める。

(候補者の決定)

- 第8条 理事会は選考委員会から推薦された候補者について審議し、フェロー表彰の受賞者を決定する。

(公表)

- 第9条 理事会はフェロー表彰の受賞者決定後、すみやかに該当者に通知し、かつ会誌「高分子」および本会ホームページに選考委員会委員名とともに公示する。

(表彰の方法)

- 第10条 表彰は、表彰時点における高分子学会会長名によって行う。

(称号授与)

- 第11条 本表彰は、科学および技術の2種とし、科学は主たる業績が学術・研究活動または教育・公益活動に対する表彰、技術は産業技術の開発・育成に対する表彰とし、表彰者には「フェロー」の称号を与える。

(称号の期限)

- 第12条 フェローの称号を授与された者は、本会会員である期間においてその称号を名乗ることができるものとする。

(英訳名)

- 第13条 英訳名は、SPSJ FELLOW とする。

補 則

この規程は、理事会の承認を得て施行する。

(2007年 3月 7日理事会承認)

(2012年 3月12日理事会承認)

(2015年 3月13日理事会承認)

(2015年11月11日理事会承認)

(2016年11月30日理事会承認)

(2017年11月30日理事会承認)